

日税メールステーション 今月の経理情報

今回のテーマ： 寄附金課税について

平成23年度税制改正により、法人では一般の寄附金の損金算入限度額が縮小され、個人では公益法人等への寄附金が税額控除の対象となります。また、平成22年10月1日以後の100%法人間での寄附については、その全額が損金（寄附者）・益金（受領者）に算入されません。

1 通常の場合の寄附金の損金算入限度額

改正前	改正後
$(\text{所得基準額} + \text{資本基準額}) \times 1/2$ 所得基準額 = $\text{所得の金額} (\text{別表四 22 欄} + \text{支出した寄附金}) \times 2.5/100$ または $\text{所得の金額} \times 5/100$ 資本基準額 = $\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数}/12 \times 2.5/1000$ 注 一般の寄附金の場合 公益法人等に対する寄附金の場合	$(\text{所得基準額} + \text{資本基準額}) \times 1/4$ 公益法人等に対する寄附金の別枠の損金算入限度額につき、上記の縮減額と同額の拡充。

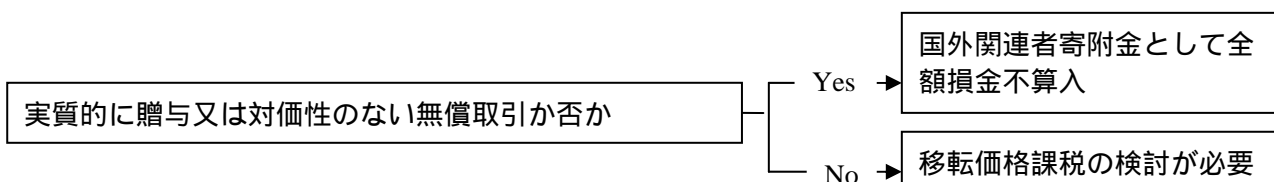
2 寄附の相手先別法人課税関係

法人が寄附者の場合、寄附先の相手により課税関係が異なります。

寄附の相手先	法人寄附者課税	寄附受領者課税
一般法人	限度超は損金不算入	全額課税
100%グループ法人間	全額損金不算入	全額非課税
公益法人等	限度超は損金不算入	原則非課税
国等	全額損金算入	-
国外関係者	全額損金不算入	-

3 寄附金課税と移転価格課税

国外関係者との取引については、寄附金課税と移転価格課税を意識する必要があります。



< 移転価格課税の場合 >

法人が国外関係者との間で資産の販売、購入、役務の提供等の取引をしたとき、国外関係者より受け取る対価の額が独立企業間価格より低い場合、または支払う対価の額が独立企業間価格よりも高い場合には、独立企業間価格で取引があったものとみなして、その差額は課税対象とされます。

お見逃しなく!

個人の場合、平成23年度税制改正により、認定NPO法人及び公益社団法人等に対する寄附金は、所得控除との選択により、2,000円を超える金額の40%（所得税額の25%を限度）の税額控除が認められます。